
FTSE Blossom Japan Sector Relative Index

v1.1



目次

1.0	Introduction	Error! Bookmark not defined.
2.0	Management Responsibilities	Error! Bookmark not defined.
3.0	FTSE Russell Index Policies ...	Error! Bookmark not defined.
4.0	Eligible Securities	Error! Bookmark not defined.
5.0	SI Data Inputs	10
6.0	Periodic Review of Constituents	Error! Bookmark not defined.
7.0	Changes to Constituent Companies	Error! Bookmark not defined.
8.0	Corporate Actions and Events	15
9.0	Industry Classification Benchmark (ICB)	17
	Appendix A: Foreign Exchange Rates	18
	Appendix B: Further Information	19

セクション 1

はじめに

1.0 はじめに

- 1.1** 本書は、FTSE Blossom Japan Sector Relative Index の運営および算出に係わる基本ルールを説明したものです。本ルールのコピーは www.ftserussell.com から入手できます。
- 1.2** FTSE Blossom Japan Sector Relative Index は、ICB セクターをニュートラルにしつつ、環境・社会・ガバナンス(ESG)のグローバル基準を満たす日本企業のパフォーマンスが反映されるように設計されています。
- 1.3** FTSE Blossom Japan Sector Relative Index は、インデックス設計に ESG ファクターを考慮します。詳細はセクション 6 を参照してください。
- 1.4** 当インデックスは、米国ドルおよび日本円で算出されます。
- 1.5** 本インデックスのプライスリターン・インデックスとトータルリターン・インデックスは、終値ベースで算出されます。
- トータル・リターンは、配当込みベースで算出されます。尚、配当金は企業公表値を適用します。

1.6 FTSE Russell

FTSE Russell は FTSE International Limited、Frank Russell Company、FTSE Global Debt Capital Markets Limited (およびその子会社 FTSE Global Debt Capital Markets Inc.ならびに FTSE Fixed Income Europe Limited)、FTSE Fixed Income LLC、The Yield Book Inc.、Beyond Ratings の商標名です。

1.7 IOSCO

- 1.7.1** FTSE は、FTSE Blossom Japan Sector Relative Index は 2013 年 7 月に公表された IOSCO の金融ベンチマーク原則を満たしていると考えます。
- 1.8** FTSE Russell は、FTSE Russell のコントロールが及ばない外部事象を含む様々な状況において、当インデックスの変更、中断、中止が余儀なくされる場合があること、また、当インデックスを参照するインデックス・ファンドなどの投資商品や諸契約は、当インデックスの変更、中断、中止に耐え得るか、その可能性に対応できるものであるべきことを、当インデックス利用者に対し表明するものです。
- 1.9** 本インデックスに追随する運用を行うユーザー、または本インデックスに追随する商品を購入するユーザーは、自己資金、あるいはクライアントの資金で投資をする前に、当インデックスの長所を評価し、独立した立場にある者の助言を受けてください。FTSE Russell (または、これらの 基本原則

の作成および発行に関係するすべての人) は、以下による結果について、個人の被った損失、損害、請求、費用について一切の責任を負いません。

- 当基本ルールに対する依存、および/もしくは
- 当基本原則の誤りまたは不正確、および/もしくは
- 当基本ルールに記載されている方針または手続きの不適用、誤用、および/もしくは
- インデックスまたはデータの構成銘柄を組成する際の誤りまたは不正確。

セクション 2

運営・管理責任

2.0 運営・管理責任

2.1 FTSE International Limited (FTSE)

2.1.1 FTSE は、インデックス・ベンチマークの管理者です。¹

2.1.2 FTSE Russell はインデックスの日次計算、構築、運用の責任を負っており、次のことを行います。

- インデックスを構成する全銘柄に関し、ウェイトの記録を保管する
- 基本ルールに従って、銘柄入替えとそのウェイト変更を行う
- 基本ルールに従って、インデックスの定期的な見直しを行い、その結果によって必要な変更を行う
- 継続的なメンテナンスと定期的な見直しによるウェイト変更を公表する
- インデックスを配信する

2.2 FTSE Russell ESG Advisory Committee

2.2.1 FTSE Blossom Japan Sector Relative Index の適切な運営を助言するために、FTSE Russell は FTSE Russell ESG Advisory Committee（以下、“Committee”）を設立しました。この Committee のメンバーには、環境・社会・ガバナンス分野における経験豊富かつ独立した投資専門家が含まれます。

2.2.2 同 Committee は、クライテリアの開発、FTSE Russell ESG レーティング並びに FTSE4Good Index シリーズを含む ESG インデックスの構築について助言を行う役割を担います。FTSE4Good Index の組入れ基準は、FTSE Blossom Japan Sector Relative Index の組入れ要件の一部として利用されません。

2.2.3 FTSE Russell ESG Advisory Committee の規約は次のリンクからアクセスできます。

[FTSE_Russell_ESG_Advisory_Committee.pdf](#)

2.3 基本ルールの改訂

基本ルールが指標シリーズの目的を最も適切に継続的に反映することができるよう、同ルールは FTSE Russell による定例見直し（少なくとも年 1 回）の対象になります。基本ルール大幅な改訂の提案に関しては、FTSE Russell Advisory Committee 及び必要に応じその他の利害関係者との協議に

¹ 本文書で管理者/アドミニストレーターという言葉は、[金融商品と金融契約のベンチマークとして用いられる指標、または投資資金のパフォーマンス測定を行うことに関する、2016年6月8日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011（欧州ベンチマーク規制）および2019年付けベンチマーク（改正および経過規定）（EU 離脱）規則（英国ベンチマーク規則）](#)における定義と同義で使用されます。

付されます。FTSE Russell Index Governance Board は、これらの協議結果を踏まえ、改訂の承認を判断します。

- 2.3.1 FTSE Russell Equity Indices の Statement of Principles に規定の通り、基本ルールに言及されていない、または具体的かつ明確に規定されていない事項に関して FTSE Russell が決定を下す場合、Statement of Principles に則って実際的な決定を行うものとします。上記の様な決定が行われた場合、FTSE Russell はその決定内容を速やかに公表します。また、上記の取扱いが、基本ルールの例外、変更、将来の前例など見做されない場合においても、FTSE Russell は、基本ルールをより明確な規定にするための改訂が必要かどうかを検討します。

セクション 3

FTSE Russell インデックス ポリシー

3.0 FTSE Russell インデックス ポリシー

基本ルールは、以下のリンクからご覧いただけるインデックス方針ドキュメントと併せてご参照下さい。

3.1 コーポレートアクションおよびイベント・ガイド

3.1.1 コーポレート・アクションおよびイベントによる構成企業の変更の詳細は、以下のリンクからご覧いただけるコーポレート・アクションおよびイベント・ガイドをご参照下さい。

[Corporate Actions and Events Guide.pdf](#)

3.2 FTSE Russell 時価総額加重株価指数の Statement of Principles (Statement of Principles)

3.2.1 インデックスは市場の変化に対応する必要がある一方、基本ルールはすべての事態を予測することはできません。基本ルールが特定の事象または変化を十分にカバーしていない場合は、FTSE Russell は、インデックス構築に対する FTSE Russell の基本的考え方をまとめた原則声明(Statement of Principles)を参照して適切な取り組みを決定します。Statement of Principles は毎年見直され、FTSE Russell により提案される変更事項は FTSE Russell Policy Advisory Board に提出後、議論され、最終的には FTSE Russell の Index Governance Board により承認されます。

原則声明(Statement of Principles)は、次のリンクからご覧いただけます:

[Statement of Principles.pdf](#)

3.3 お問い合わせ、苦情、異議申し立て

3.3.1 インデックスの構成銘柄である企業（またはその代理人）、構成銘柄となることを見込まれる企業（またはその代理人）、政府機関、または業として活動する組織においてインデックスを利用する者による 10 人以上のグループは、FTSE Russell の決定に対して異議申し立てを行うことができます。

FTSE Russell の苦情申し立て手続きは、次のリンクからご覧いただけます:

[Benchmark Determination Complaints Handling Policy.pdf](#)

FTSE Russell への異議申し立てのプロセスは、次のリンクをご参照下さい:

[Appeals Against Decisions.pdf](#)

3.4 取引停止または市場閉鎖の際のインデックス取り扱い方針

- 3.4.1 取引停止または市場閉鎖の際のインデックスの取り扱いに関するガイダンスは、次のリンクをご参照下さい。

[Index Policy for Trading Halts and Market Closures.pdf](#)

3.5 顧客が市場または有価証券の取引ができない場合のインデックス取り扱い方針

- 3.5.1 FTSE Russell のインデックス取り扱いの詳細は、次のリンクをご参照下さい：

[Index Policy in the Event Clients are Unable to Trade a Market or a Security.pdf](#)

3.6 再計算方針とガイドライン

- 3.6.1 FTSE Blossom Japan Sector Relative Index は、何らかの相違、または、重大と見なされる歪みが生じた場合、再計算を行います。FTSE Blossom Japan Sector Relative Index の利用者は適切な媒体を通じて、その通知を受けます。

FTSE Russell 再計算方針およびガイドラインの詳細は、次のリンクから FTSE Russell のウェブサイトで御覧いただくか、info@ftserussell.com までお問い合わせください。

[Recalculation Policy and Guidelines Equity Indices.pdf](#)

3.7 再計算方針とガイドライン – ESG データとレーティング

ESG データ商品の不正確さが認識される際、FTSE Russell は ESG データ商品を再計算すべきと決定する文書に記述されるガイドラインに従います。

[Recalculation Policy and Guidelines ESG Products.pdf](#)

3.8 FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更

- 3.8.1 FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更は、次のリンクをご参照下さい：

[Policy for Benchmark Methodology Changes.pdf](#)

3.9 FTSE Russell のガバナンスの枠組みからご覧ください。

- 3.9.1 これらインデックスの監修にあたり、FTSE Russell では、プロダクト、サービス、テクノロジーの管理を行うガバナンス・フレームワークを採用しています。このフレームワークには、ロンドン証券取引所グループによる防衛リスク管理フレームワークの 3 つの防衛線が組み込まれており、金融ベンチマークの IOSCO 原則²、欧州ベンチマーク規則³、また英国ベンチマーク規則への準拠を確実にしています⁴。FTSE Russell ガバナンス・フレームワークの詳細は、次のリンクをご参照下さい：

[FTSE Russell Governance Framework.pdf](#)

² IOSCO Principles for Financial Benchmarks Final Report, FR07/13 July 2013

³ 有価証券および金融契約、また投資ファンドのパフォーマンス測定にベンチマークとして使われるインデックスにおける 2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011

⁴ ベンチマーク（改正および経過規定）（EU 離脱）規則 2019

セクション 4

適格有価証券

4.0 適格有価証券

4.1 適格ユニバース

- 4.1.1 FTSE Japan All Cap Index の構成銘柄を FTSE Blossom Japan Sector Relative Index の組入れユニバースとします。
- 4.1.2 Japanese Real Estate Investment Trusts (J-REITs) (Real Estate Investment Trusts ICB 351020) は、FTSE Blossom Japan Sector Relative Index への組入れには不適格とします。

セクション 5

サステナブル投資（SI）データ入力

5.0 SI データ入力

以下のサステナブル投資データセットが FTSE Blossom Japan Sector Relative Index の構築に使用されます。

5.1 ESG Ratings

- 5.1.1 公表された会社報告書から FTSE Russell のアナリストが収集したデータが、FTSE ESG Ratings 算定の入力情報として用いられます。トレンド分析、自動チェック、シニアアナリストによるレビューを含むデータ品質を確実にするため、数段階の品質管理が行われます。FTSE ESG モデルに含まれる構成銘柄データポイントは、国際労働機関（ILO）の国際労働基準、国連グローバル・コンパクト、国連の世界人権宣言、気候関連財務情報開示タスクフォースの提言をはじめとして、広範囲にわたる国際基準に照合されます。
- 5.1.2 FTSE Russell ESG ratings モデルのデータは、原子力発電および母乳代用品のスクリーニングにも用いられます。
- 5.1.3 FTSE Blossom Japan Sector Relative Index 各銘柄の ESG 総合スコアを、「5」を最高点とする 0～5 の範囲で評価します。
- 5.1.4 FTSE Russell ESG Ratings の詳細は以下をご参照ください。[FTSE Russell の ESG 評価](#)

5.2 不祥事のモニタリング・データ

- 5.2.1 不祥事モニターのデータは、Reprisk AG より提供されます。矛盾を特定し正確性を保つために、データには定期的な品質チェックが行われます。これには、データ品質評価のためのトレンド分析と、Reprisk の有意なスコア変更の依拠データに対する詳細なレビューが含まれます。

サードパーティからのデータ使用について、詳細は以下をご覧ください。

[Guide to Third Party Sustainable Investment Data used in FTSE Russell Indices.pdf](#)

5.3 サステナブル投資指標

- 5.3.1 代表部規則（EU）2020/1816 付則に列記される環境・社会・ガバナンス（ESG）ファクターのレーティング、スコア、価値に関しては、FTSE Russell の[サステナブル投資指標](#)ウェブサイトを参照してください。本インデックス・シリーズ内ベンチマークのベンチマーク・メソドロジーはこれらを考慮して設計されています。

5.4 低炭素経済推進イニシアチブ (TPI)

5.4.1 TPI は、経営の質とカーボン・パフォーマンスの 2 面から、低炭素経済への移行における企業の進捗を評価するものです。

5.4.2 TPI Management Quality (MQ) は、企業による温暖化ガス排出と、低炭素経済移行に関連したリスクおよび機会のマネジメントの質を評価します。MQ スコアは、TPI メソドロジーに依拠する FTSE Russell の ESG データモデルによる気候テーマのデータから算出されます。TPI メソドロジーは以下のウェブサイトで公開されています。<http://www.lse.ac.uk/GranthamInstitute/tpi/methodology/>

5.5 オペレーショナル・カーボン排出量強度 (OE)

オペレーショナル・カーボン排出量強度とは、CO₂ 相当量として直近年間 GHG 排出量をメトリックトン単位で取得し、年間売り上げ (単位: 米ドル) に合わせて調整するものと定義されます。CO₂ 相当の GHG 排出量データは、GHG プロトコルのスコープ 1 と 2 の排出量を意味します。年間売り上げデータは Worldscope に依拠します。オペレーショナル・カーボン排出量強度のデータ入手可能基準日は、見直し月の前月末営業日終業時とします。

セクション 6

構成銘柄の定期的見直し

6.0 構成銘柄の定期的見直し

6.1 見直し日

- 6.1.1 FTSE Blossom Japan Sector Relative Index は 6 月と 12 月の年 2 回定期見直しが行われ、見直しが適用される日の 4 週間前の月曜日の終値ベースの市場データを用います。
- 6.1.2 FTSE Blossom Japan Sector Relative Index の定期見直しによる変更事項は、6 月および 12 月の第三金曜日の業務終了後に適用されます（すなわち、翌営業日より有効となります）。
- 6.1.3 FTSE Blossom Japan Sector Relative Index の初回見直しは 2014 年 9 月に実施され、第 2 回は 2015 年 6 月に行われました。

6.2 レビュープロセス

- 6.2.1 銘柄は各 ICB セクターごとに（ICB レベル 3）、ESG レーティングの上位から下位にランキングされます。ESG レーティングが同位の 2 企業があれば、価格基準日に浮動株時価総額が大きいほうの企業が上位とされます。ESG データがない企業には「0」が付けられます。
- 6.2.2 最初の見直し時、ある企業の ESG ランクが対応セクターの 50 パーセント以上であると、インデックスに追加されます。50 パーセントは整数に切り上げとなります。
- 6.2.3 次回のインデックス見直しにはバッファールールが使われます。ESG ランクが対応セクターの 45 パーセント以上であれば、組入れ基準に満たない会社でもインデックスに追加されます。ESG ランクが対応セクターの 55 パーセント未満に下落すれば、既存のインデックス構成銘柄はインデックスから除外されます。45（55）パーセントは整数に切り上げとなります。
- 6.2.4 ESG レーティングが 2.0 未満の銘柄は FTSE Blossom Japan Sector Relative Index から除外されます。
- 6.2.5 銘柄は炭素排出強度の降順でランクされます。企業の炭素排出強度ランクが FTSE Japan All Cap index 掲載の企業合計の 10% 以上となり、TPI の MQ スコアが 3 未満であれば、その企業はインデックスから除外されます。既存の構成銘柄と新規に追加された銘柄に対し、ルール 6.2.2 (6.2.3) を適用した後に、本ルールを適用します。本ルールは、炭素排出強度がない企業、TPI MQ スコアがない企業には適用されません。

6.3 インデックスウェイト

- 6.3.1 FTSE Blossom Japan Sector Relative Index は、インデックスウェイト・メソドロジーに基づく見直しを年 2 回（6 月・12 月）行います。

6.3.2 FTSE Blossom Japan Sector Relative Index の各セクターの ICB セクターウェイトは、FTSE Japan All Cap Index の対応するセクターウェイトに合致することを目指します。

6.3.3 FTSE Blossom Japan Sector Relative Index の個別 W_i^{Max} 銘柄 i の最大ウェイトは、FTSE Japan All Cap Index の時価総額の 10%か、ウェイトの 5 倍 W_i の、どちらか小さい方とします。

$$W_i^{Max} = \text{Min}(0.10, 5 \times W_i)$$

6.3.4 $SC_k = \sum_i W_{ik}^{Max}$ セクターごとのウェイト目標値 STW_k は、当該セクター・ウェイト SC_k および FTSE Japan All Cap Index の当該セクター・ウェイトの最小値 SW_k に設定されます。

$$STW_k = \text{Min}(SC_k, SW_k)$$

各セクターごとの上限値 SC_k は、個別銘柄ウェイトの最大値の総和になります。

$$SC_k = \sum_i W_{ik}^{Max}$$

セクター k の全銘柄

セクターの目標値 STW_k は、同じ業種におけるセクター・ウェイト目標値の総和が FTSE Japan All Cap Index 中の対応業種ウェイトに等しくなるよう調整 $STWN_k$ されます。調整後の超過業種ウェイト ($STWN_k - SC_k > 0$)は同業種の残りセクターに比例配分されます ($STWN_k - SC_k < 0$)。全セクター条件を満たすまで、これが繰り返されます。

ひとつのソリューションが使えない場合、セクター・ウェイト目標値 STW_k は、 $STWN_k$ インデックス中のセクター目標値の総和が 1 となるよう調整されます。調整後の超過セクターウェイト

($STWN_k - SC_k > 0$)はインデックス中の残りセクターに再配分されます ($STWN_k - SC_k < 0$)。全セクター条件を満たすまで、これが繰り返されます。そのような場合、業種ニュートラルは厳格には維持されず、近似にとどまります。

6.3.5 FTSE Blossom Japan Sector Relative Index の W_{ik}^{final} 各セクターの構成銘柄 k のウェイト i にはセクター目標値、 $STWN_k$ を反映させます。

$$W_{ik}^{final} = W_{ik} \times STWN_k / SWSR_k$$

$SWSR_k = \sum_i W_{ik}$ が反映前の FTSE Blossom Japan Sector Relative Index におけるセクターの k 会社ウェイト i の総和であるときウェイトが上限を超過した場合は、同セクター内の残り銘柄に比例配分されます。すべての銘柄で条件を満たすまで、これが繰り返されます。

6.3.6 インデックスウェイトの見直しには、6月および12月の第一金曜日のコーポレート・アクションに伴う調整済みの終値を適用します。インデックスウェイトの変更は、6月および12月の第三金曜日の引け後に行われます。この際、Shares in Issue および浮動株は当該見直し月の第三金曜日の次の月曜日のそれを使用します。

6.4 インデックスの過去データ

6.4.1 日本の小型株銘柄の ESG レーティングとデータは、2019年12月から閲覧可能です。それ以前では、2019年12月時点の ESG データが算定に適用されます。

セクション 7

構成銘柄の変更

7.0 構成銘柄の変更

7.1 除外および新規組入れ

- 7.1.1 ある組入れ銘柄が FTSE Japan All Cap Index から除外された場合は、FTSE Blossom Japan Sector Relative Index から除外されます。除外は FTSE Japan All Cap Index の除外と同時に行われ、そのウェイトは FTSE Blossom Japan Sector Relative Index の残存銘柄に比例配分されます。また、FTSE Blossom Japan Sector Relative Index からの除外銘柄は、定期見直し期間以外に別銘柄に入れ替えられることはありません。
- 7.1.2 FTSE Japan All Cap Index への新規組入れ銘柄（ファスト・エントリーでも通常の評価エントリーでも）は、FTSE Blossom Japan Sector Relative Index の定期見直し時点で、FTSE Japan All Cap Index に組入れられて少なくとも 6 ヶ月以上が経過する場合、FTSE Blossom Japan Sector Relative Index への組入れ候補銘柄と見做されます。

セクション 8

コーポレートアクションおよびイベント

8.0 コーポレートアクションおよびイベント

8.1 コーポレートアクションおよびイベントによる組入れ銘柄への変更についての詳細は、次のリンクから「Corporate Actions and Events Guide for Market Capitalisation Weighted Indices」をご覧ください。

[Corporate Actions and Events Guide.pdf](#)

コーポレートアクションとは、株主に対するアクションを言い、株価は落ち日における調整に影響されます。株価は配当落ち日の調整に従います。これらには、次の事項が含まれます。

- 資本の払い戻し
- ライツ・イシュー/エンタイトルメント・オファー
- 株式化
- 分割/併合
- 無償新株発行（資本化または無償交付）

コーポレートイベントとは、インデックス・ルールに即してインデックスに影響を与える可能性のある企業ニュースを言います。例えば、政策投資家が組入れ企業の株式の売却を発表したとします。浮動株比率の変動要因となり、インデックス調整が必要となる場合は、FTSE Russell が調整のタイミングを通知します。

8.2 発行済み株式

発行済み株式数の変更に伴う調整は、「コーポレートアクションおよびイベント・ガイド」の記載に基づきます。

8.3 合併、買収、スピンオフ

8.3.1 FTSE Blossom Japan Sector Relative Index に組入れられた 2 企業が合併した場合、または FTSE Blossom Japan Sector Relative Index の組入れ企業が、他の組み入れ企業に買収された場合、存続企業がインデックスに残ります。

8.3.2 FTSE Blossom Japan Sector Relative Index の組入れ企業が、インデックス外の企業を買収した場合、買収後の存続企業がインデックスに組入れられます。

8.3.3 組入れ企業がインデックス外の企業に買収された場合、存続企業は FTSE Blossom Japan Sector Relative Index から除外されます。存続企業の適格性は、買収から少なくとも 6 ヶ月が経過した後に行われる定期見直しにおいて、分析・評価が行われます。

8.3.4 組み入れ企業が分割されて2社以上になった場合、新企業が FTSE Blossom Japan Sector Relative Index の構成銘柄として維持されます。当該企業の適格性は、分割から最低6ヵ月以上が経過した定期見直しにおいて、分析・評価が行われます。

8.3.5 重大なイベントが発生した場合、FTSE Russell は臨時会議を招集し、当該コーポレートイベントから生ずる事態を評価・分析し FTSE Blossom Japan Sector Relative Index の適格性に照らした助言を行います。FTSE Russell は、その結果として、1社または複数の企業の FTSE Blossom Japan Sector Relative Index への組み入れが不適格である状況であると判断する可能性があります。

8.4 取引の中止

取引中止についての規則は、「コーポレートアクションおよびイベントのガイド」をご覧ください。

セクション 9

業種分類ベンチマーク（Industry Classification Benchmark: ICB）

9.0 業種分類ベンチマーク（Industry Classification Benchmark : ICB）⁵

9.1 分類構造

9.1.1 Industry Classification Benchmark (ICB) に規定されているとおり、産業、スーパーセクター、セクター、サブセクターに分類されます。

9.1.2 Industry Classification Benchmark の詳細については、FTSE Russell からご入手いただくか、FTSE Russell のウェブサイト (www.ftserussell.com) からご参照ください。

[Industry Classification Benchmark](#)

⁵ FTSE インデックスは、2021年3月に新しいICB分類システムに移行しました。

付録 A: 外国為替レート

FTSE Blossom Japan Sector Relative Index の算出に使用される外国為替レートは、WM/Refinitiv のリアルタイム・スポットレートです。

全てのインデックス計算の基本通貨は日本円です。日本円以外で表示された銘柄の価格は、インデックス算出のために日本円に換算されます。

Refinitiv から英国時間 06:20 に受領した外国為替 BID レートがインデックス算出に使用されます。これを「クロージング外国為替レート」と呼びます。

付録 B: 追加情報

FTSE Russell の基本ルールで使用される用語については、次のリンクをご参照ください。

[Glossary.pdf](#)

The FTSE Russell サステナブル投資指標ウェブサイトは、次のリンクからアクセスしてください。 [サステナブル投資指標](#)

FTSE Blossom Japan Sector Relative Index の詳細については、FTSE Russell でご入手いただくか、ウェブサイト www.ftserussell.com をご参照ください。

© 2022 London Stock Exchange Group plc およびその該当するグループ企業（以下「LSE グループ」）。LSE グループには、(1) FTSE International Limited（以下「FTSE」）、(2) Frank Russell Company（以下「Russell」）、(3) FTSE Global Debt Capital Markets Inc. および FTSE Global Debt Capital Markets Limited（以下、併せて「FTSE Canada」）、(4) FTSE Fixed Income Europe Limited（以下「FTSE FI Europe」）、(5) FTSE Fixed Income LLC（以下「FTSE FI」）、(6) The Yield Book Inc（以下「YB」）、(7) Beyond Ratings S.A.S.（以下「BR」）が含まれます。無断複写・転載を禁じます。

FTSE Blossom Japan Sector Relative Index は FTSE International Limited またはその関連会社、エージェント、パートナーにより、またそれら組織のために算出されるものです。FTSE International Limited は、ベンチマーク管理者として Financial Conduct Authority から認可を受け、規制を受けています。

FTSE Russell® は、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI Europe、FTSE FI、YB および BR の取引名です。「FTSE®」、「Russell®」、「FTSE Russell®」、「FTSE4Good®」、「ICB®」、「The Yield Book®」、「Beyond Ratings®」、その他本資料で使用される商標およびサービスマーク（登録されているか否かは問わない）は、LSE グループの該当メンバーまたはそのライセンサーが所有または許諾する商標およびサービスマークで、FTSE、Russell、FTSE FI Europe、FTSE Canada、FTSE FI、YB または BR によって保有または許諾に基づいて使用されているものです。

全ての情報は情報提供のみを目的として提供されています。本文書掲載の情報の正確性についてはあらゆる努力を払いましたが、何らかの誤り、本書または本書中の情報やデータの使用による何らかの損失について、LSE グループのメンバー、取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーなどが責任を負うことはありません。

LSE グループのメンバーも、そのそれぞれの取締役、役員、従業員、パートナーまたはライセンサーも、情報もしくは FTSE Blossom Japan Sector Relative の使用により得た結果の正確性、適時性、完全性、商品性、またはインデックスを利用する特定の目的への適切性もしくは適合性について、明示、黙示を問わず、いかなる主張、予測、保証または表明も行いません。

LSE グループのメンバーまたはその役員、役員、従業員、パートナー、またはライセンサーのいずれも、投資アドバイスを提供しておらず、本資料のいかなる部分も、金融または投資アドバイスを構成するものとみなされるべきではありません。LSE グループのメンバー、その取締役、役員、従業員、パートナーまたはライセンサーは、いかなる資産への投資の是非に関して、いかなる表明も行いません。このような資産への投資を決定する際には、本資料に記載された情報に依拠すべきではありません。インデックスに直接投資することはできません。インデックスへの銘柄の組み入れは、その銘柄の売買や保持を推奨するものではありません。本資料に掲載されている一般的な情報は、法律、税務、投資に関する専門的な助言を得ることなく使用されるべきではありません。

この情報のいかなる部分も、LSE グループの適切なメンバーの書面による事前の許可なしに、電子的、機械的、複写、記録、その他いかなる形式、手段によっても、複製、保存（検索システムによる保存）、または送信することを禁じます。LSE グループのインデックスデータの使用及び配布、金融商品を創り出すためのそうしたデータの利用には、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI Europe、FTSE FI、YB、BR 及びまたはそれぞれのライセンサーからのライセンスが必要です。